

独立行政法人航海訓練所第2期中期計画

国土交通大臣が定めた独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条に基づき、航海訓練所の中期計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化の推進

船員教育のあり方全般の見直しに対応した適切な航海訓練体制の構築及び練習船5隻体制への移行等に対応した要員の縮減等を進めるとともに、船内組織と陸上組織を有効に連携・機能させ、より効率的な組織運営を行えるような体制を確立する。

(2) 人材の活用の推進

航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運会社等の知見を活用して組織の一層の活性化を図るため、非公務員化を踏まえて交流目的を明確にした人事交流を活発に行う。具体的には期間中に220名程度の人事交流を実施する。

(3) 業務運営の効率化の推進

① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制する。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制する。

② 外航船員に求められる実践的な海事英語能力を高めるための訓練を効率的・効果的に実施し、その一環として、同訓練の民間開放を推進する。

③ 船員教育のあり方全般の見直しに対応した航海訓練業務の効率化を推進する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 航海訓練の実施

独立行政法人航海訓練所法（平成11年法律第213号）第11条第1号に基づき、対象となる学生、生徒等（以下「実習生」という。）に対し、海運業界のニーズを反映した安全で質の高い航海訓練を実施する。

・航海訓練の実施に当たっては、船員教育のあり方全般の見直しを反映するとともに、船員に不可欠な「資質の涵養」と「基礎的技能の習得」の両面に力点を置い

- たうえ、意見交換会等の積極的な開催により把握した内航・外航の海運業界ニーズ及び国際的な海事の動向を反映することにより、訓練の質の一層の向上を図る。
- ・航海訓練の方法については、訓練プログラムの工夫による訓練対象グループの少人数化を図る等、教える側と教わる側の双方向性を重視した効果的なものとする。
 - ・実船を訓練の場とする特徴を一層活用した効果的な航海訓練の充実を図る観点から、定期的に航海訓練課程等の見直しを実施する。
 - ・各級海技士養成において、「改正 STCW 条約」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等関係する条約や国内法に基づく訓練を効果的・効率的に実施するため、座学課程との連携を深め、訓練内容の精選を行う。
 - ・実習生の配乗に当たっては、各船員教育機関の定員等を踏まえた受入計画に基づき、各船員教育機関の養成目的及び関係法令等の要件を満たすとともに、船員教育機関及び海運業界等からの意見を反映させる。
 - ・内航及び外航船員を取り巻く環境の変化に対応する必要がある場合には、民間との役割分担を整理したうえで積極的に対応する。

(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

三級海技士養成にあつては、日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。

- ・管理能力向上に向けた実務訓練
- ・実践的コミュニケーション能力を重視した海事英語訓練
- ・ヒューマンエレメント等を考慮した安全管理能力の付与
- ・SOLAS 条約、ISPS コード、SMS 等、安全・環境に係る国際的動向に対応した訓練

(b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

四級海技士養成にあつては、若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。

- ・即戦力化を目指した実務訓練
- ・モーダルシフトを担う環境にやさしい大量輸送機関としての社会的な意義や役割に基づく船員としての職業意識及び責任感の付与
- ・航海当直能力向上のための基礎技能訓練
- ・「指差呼称」の徹底など安全確認の体得

(c) 実習生の適正な配乗計画と受入計画及び訓練の達成目標

- ・船員教育機関の養成定員、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績、更に各船員教育機関の養成定員の変更を踏まえて実習生の受入計画を立て、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。
- ・内航及び外航のニーズを反映した実習生の知識・技能到達レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。

(d) 訓練機材の整備

- ・ 多人数かつ養成課程の異なる実習生を一つの船で同時に訓練する状況において、実際の運航場面並びにその運航場面を事前及び事後に再現することを通じて、効果的・効率的に訓練を行うため、当所が開発したオンボードシミュレータ等の計画的な導入を図る。なお、オンボードシミュレータに関しては、インストラクターの養成とともに、民間からの人材の活用を検討することにより、訓練効果の向上を図る。
- ・ 社会環境・科学技術・運航技術の進歩に合わせた航海訓練が実施可能となるよう、運航設備・訓練設備の更新整備を実施する。

(e) 意見交換会の開催

- ・ 内航及び外航の初級船舶職員に要求される技術レベル及びその他のニーズを的確に把握するための意見交換会を年間15回程度開催するほか、海運業界が訓練現場を視察する機会を設けること等により、海運業界等との対話を積極的に行い、連携強化を図る。

(f) 実習生による評価

- ・ 実習生による訓練評価により、訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善する。
- ・ 実習生の種類及び科並びに船種を選定したうえ、訓練期間の初期及び終期に行う上記訓練評価を、年間20回程度実施する。

(g) 職員研修

- ・ 職員の資質・能力の向上を図り、人材の適切な配置に資するため、職員の階層に応じた研修計画を策定し、もって組織としての能力向上を図る研修体制を構築する。また、航海訓練・研究活動の活性化を図るため、計画的に世界海事大学等の海外の教育研究機関に留学させることを推進する。
- ・ 期間中に延べ500名以上に対し研修を実施する。

(h) 安全管理の推進

- ・ 船舶安全運航管理システム及び船舶保安体制について、監査などを通じて定期的に見直しを行い、安全運航及び船舶保安を維持するとともに、海洋環境の保護を図る。
- ・ 自主的に導入してきた上記船舶安全運航管理システムについて、更に国際安全管理規則（ISMコード）認証を任意取得することで、同システムの透明性・客観性を確保するとともに、組織内の安全風土を確立し、緊急事態等に係る演習を実施するなど、安全管理体制のより一層の充実と海難を含む事故防止の徹底を図る。
- ・ ITの活用を含めた陸上からの船隊支援体制を以下のとおり強化する。

- ① 台風等対策支援チームの設置
- ② 台風等に係る避泊地情報データベースの充実
- ③ 船陸間情報通信ネットワークの強化

・毎年新たな目標を定めて策定する健康保持増進計画に基づき、心身両面にわたる乗組員・実習生の健康保持増進活動を推進し、特にメンタルヘルスに関する相談・指導・助言体制を充実する。

(i) 自己点検・評価体制の確立

- ・自己点検・評価の質の向上を図るため、その体制の改善を図る。
- ・訓練による実習生の知識・技能到達レベルを明確にするなど、訓練内容の透明性を高めるとともに、新たに導入された国際基準による訓練体制全般の評価システムを活用して訓練の質の一層の向上を図る。

(2) 研究の実施

独立行政法人航海訓練所法第11条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえ、グループ研究体制の強化・充実を図りつつ、共同研究と併せ船員教育訓練及び船舶運航技術に関する研究活動を重点的に実施し、研究の成果を航海訓練に活用する。

また、研究業務の効率化を図るため船員教育訓練及び船舶運航技術に関して提言となる研究テーマを重点的に行う。

具体的には、地球環境、ヒューマンエレメント、資質教育分野のテーマを掲げて研究を実施することにより研究を効果的に行い、得られた成果を反映するよう努める。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

(a) 研究件数

- ・研究件数に関し、期間中30件程度の独自研究、25件程度の共同研究を実施する。

(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化

- ・研究活動の質的向上及び研究テーマの適正な選択に向けて、評価体制を充実するとともに、外部研究機関等との研究交流を拡大する。
- ・各研究成果の指標化を図る。

(3) 社会に対する成果等の普及・活用促進（付帯業務の実施）

独立行政法人航海訓練所法第11条第3号に基づき、船員教育訓練及び船舶運航関係の知識・技術及び研究成果に関し普及・活用を図る。

組織の特徴を活用し、一般国民に対する海事思想の普及業務及び広報活動を推進する。

(a) 技術移転等の推進に関する業務

- ① 国土交通政策と連携するため、海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等から、期間中に15機関程度、合計300名程度の研修員を受入れ、希望に応じた内容の実施に努めるとともに、IMO や ILO の動向を踏まえた新たな研修を積極的に受け入れる。
- ② 海外の政府機関等の要請に応じ、期間中に5名程度の船員教育専門家を派遣する。
- ③ 関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、期間中に延べ95名程度職員を派遣する。
- ④ 国際交流を拡充する。

期間中に6件程度の国際会議へ参画するとともに、外国の船員教育機関との交流を図り、国際的連携を深める。

(b) 研究成果等海事に係る知見の普及・活用を図る。

- ・研究活動に関してその成果を定期的に刊行物として公開する。
- ・研究成果の活用を推進するため、航海訓練所のホームページに各研究成果の概要を掲載する。
- ・研究成果の積極的な情報開示に努め、船員教育機関が取り組むべき新たな教育訓練の方法を広く提言する。また、船舶の安全運航、海洋環境対策等の船舶運航技術に関して練習船で取り組むことが可能な研究については、積極的に外部研究機関等と提携し、実船による諸データ及びその解析結果等を広く提供する。
- ・30件程度の論文発表並びに30件程度の学会発表を行う。また、必要に応じて特許等の出願を図る。

(c) 海事思想普及等に関する業務

国民の海への関心を高め、海上輸送の重要性や航海訓練を含めた船員教育の意義・役割への理解を深めるという観点から、当所が担うべき海事思想の普及等に関する業務の改善方策を検討し、海運業界や他の船員教育機関との連携を含め、より積極的に海事思想の普及、広報の実施を図る。

- ・国や地方自治体主催の各種イベント等に、集客力の高い練習船を活用して積極的に参加し、地域と連携して、海事思想の普及を図ることとし、一般公開及び練習船見学会を年45回程度実施する。
- ・練習船機能を活かした、青少年等の体験航海を実施する。
- ・マスメディア、インターネット、広報誌等を活用し、業務成果を広く一般に発信する。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

組織の業務の範囲内において、自己収入の確保を図る。

具体的には、新たに海技士身体検査証明書の発行費用等の徴収を図ることとする。

(2) 予算

区 別	金額(百万円)
収入	
運営費交付金	33,370
施設整備費補助金	768
受託収入	43
業務収入	119
計	34,300
支出	
業務経費	9,691
施設整備費	768
受託経費	43
一般管理費	978
人件費	22,820
計	34,300

[人件費の見積り]

期間中総額 18,652 百万円を支出する。

但し、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

○運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当所要額

(イ) 基準給与総額

18年度・・・所要額を積み上げ積算

19年度以降・・・前年度人件費相当額－前年度退職手当所要額

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平
年度化額－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与
総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

(2) 前年度給与改定分等 (19年度以降適用)

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額
なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く)×一般管理費の効率化係数(α)×消費者物価指数(γ)＋当年度の所要額計上経費＋特殊要因

3. 業務経費

教育経費

{前年度教育経費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く)±学生数等の当年度増減に伴う額}×業務経費の効率化係数(β)×消費者物価指数(γ)×政策係数(δ)＋当年度の所要額計上経費＋特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数(α)：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数(β)：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数(γ)：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数(δ)：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課、保険料等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要に応じ計上

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数(α)：中期計画期間中は0.97として推計

業務経費の効率化係数(β)：中期計画期間中は0.99として推計

消費者物価指数(γ)：中期計画期間中は1.00として推計

政策係数(δ)：中期計画期間中は1.00として推計

人件費(2)前年度給与改定分等：中期計画期間中は0として推計

特殊要因：中期計画期間中は0として推計

(3) 平成18年度～平成22年度収支計画

区 別	金額(百万円)
費用の部	33,659
経常費用	33,659
業務費	31,085
受託経費	43
一般管理費	2,404
減価償却費	127
収益の部	33,659
運営費交付金収益	33,370
受託収入	43
業務収入	119
資産見返負債戻入	127
資産見返負債戻入	127
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

注) 航海訓練所における退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(4) 平成18年度～平成22年度資金計画

区 別	金額(百万円)
資金支出	34,043
業務活動による支出	33,532
投資活動による支出	768
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	34,300
業務活動による収入	33,532
運営費交付金による収入	33,370
受託収入	43
業務収入	119
投資活動による収入	768
施設整備費補助金による収入	768

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金限度額は、1, 200百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

なし

6. 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備・訓練機材等の整備、安全管理の推進、研究調査費に充てる。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

①東京港晴海専用棧橋の老朽化に対する安全確保のための改修工事を行う。

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
教育施設整備費 航海訓練所晴海専用棧橋の改修工事	459	独立行政法人航海訓練所施設 整備費補助金

②効果的な訓練機材の配備充実を図る。

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
教育施設整備費 航海訓練所練習船 のオンボード操船 シミュレータ施設 整備	309	独立行政法人航海訓練所施設 整備費補助金

(2) 人事に関する計画

上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費（退職手当等を除く。）について5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。

(参考)

人件費削減の取り組みによる前年度予算に対する各年度の人件費削減率は以下のとおり。（%）

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
△7.8%	—	—	—	—